十六　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申告に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該申告に係る被扶養者及び当該申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ　当該申告に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該申告に係る被扶養者又は当該申告を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該申告に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ヘ　当該申告に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該申告に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

チ　当該申告に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十七　地方公務員等共済組合法施行規程第百条第三項において準用する同令第九十七条第一項の共済組合の組合員の被扶養者の要件の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該確認に係る被扶養者及び当該者に係る地方公務員等共済組合法施行規程第九十四条の申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る地方公務員等共済組合法施行規程第九十四条の申告を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

チ　当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十八　地方公務員等共済組合法施行規程第百四条の二第一項の共済組合の組合員による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

十九　地方公務員等共済組合法施行規程第百六条の五第二項の共済組合の組合員による食事療養標準負担額の減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十　地方公務員等共済組合法施行規程第百六条の五の三において準用する同令第百六条の五第二項の共済組合の組合員による生活療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十一　地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の四の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

二十二　地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の六第一項の共済組合の組合員による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十三　地方公務員等共済組合法施行規程第百十九条の二の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

二十四　地方公務員等共済組合法施行規程第百七十八条の共済組合の船員組合員に係る一部負担金等の返還に関する事務　当該返還の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第八十六条　第二条の表八十四の項で定める事務は、地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の給付並びに平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表八十四の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

三　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第八十七条　第二条の表八十五の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表八十五の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

二　失業等給付関係情報

第八十八条　第二条の表八十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　老人福祉法第十条の四の福祉の措置の実施に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者（以下この号及び第三号において「第一号被措置者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

ロ　第一号被措置者等又は当該措置に係る者の生計を維持している者に係る市町村民税に関する情報

ハ　第一号被措置者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　第一号被措置者等に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

二　老人福祉法第十一条の福祉の措置の実施に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者（以下この号及び次号において「第二号被措置者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

ロ　第二号被措置者等又は当該措置に係る者の生計を維持している者に係る市町村民税に関する情報

ハ　第二号被措置者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　第二号被措置者等に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

三　老人福祉法第二十一条の費用の支弁に関する事務　第一号被措置者等又は第二号被措置者等に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

第八十九条　第二条の表八十七の項で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表八十七の項で定める情報は、同法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

一　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

二　生活保護実施関係情報

三　市町村民税に関する情報

四　住民票に記載された住民票関係情報